

事務連絡
令和7年4月17日

地方獣医師会事務局 御中

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 伏見 啓二

令和7年度の生乳の安全・安心の確保のための取組 に係る協力依頼について

このことについて、一般社団法人中央酪農会議から、令和7年4月10日付け中酪（業務）発第24号をもって別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和7年3月31日に開催された「第26回生乳の安全・安心の確保のための全国協議会」において、令和7年度の取組方針が決定されたことから、今後は、この取り組み方針を踏まえ、地域協議会で地域行動計画を策定し、酪農家への巡回指導や検証作業等、生乳の安全・安心の確保のための具体的な取組を進めていくので、協力を賜りたい旨、周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に通知方よろしくお願い致します。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：栗野

TEL:03-3475-1601

E-mail: kuwano@nichiju.or.jp

(別添)

中酪（業務）発第24号
令和7年4月10日

公益社団法人日本獣医師会 御中

一般社団法人中央酪農会議
(公 印 省 略)

令和7年度の生乳の安全・安心の確保のための取組に係る協力依頼について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会事業の運営に際しましては、日頃、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

去る令和7年3月31日、本会議では「第26回生乳の安全・安心の確保のための全国協議会」を開催し、令和7年度の生乳の安全・安心の確保のための取組方針を決定いたしました。今後は、この取組方針を踏まえ、地域協議会（事務局：指定生乳生産者団体）において地域行動計画を策定し、酪農家への巡回指導・検証作業等、生乳の安全・安心の確保のための具体的な取組を進めて参ります。

つきましては、下記のとおりご協力を賜りたく、貴会会員獣医師へご周知の程お願いいたします。

謹白

記

1. ご協力をお願いしたい事項

(1) 地域協議会への参画

全国での取組方針を踏まえ、令和7年度の各地域での具体的な行動計画を協議・決定するため、地域協議会の開催を予定しており、地方獣医師会の産業動物臨床部会の代表者等に当該地域協議会への出席をお願いしたい。

(2) 酪農家への指導と巡回指導・検証作業への参加・協力

各地域においては、酪農家段階で生乳に危害が発生しないよう、確実な生産作業とその記録について、毎年、巡回指導・検証作業を実施している。今年度は特に、動物用医薬品の適正使用、休薬期間の遵守、投薬から出荷再開までの記帳（特に「出荷できない期間」「残留確認検査月日等」「出荷日」）の確認を強化し、必要に応じて適切な指導を行うこととしている。貴会会員獣医師には、動物用医薬品の適正使用、休薬期間の遵守等について、酪農家に直接指導を行

っていただくと共に、可能な範囲内で巡回指導・検証作業への参加・協力をお願いしたい。

2. 送付資料

令和7年度の生乳の安全・安心の確保のための取組方針

(参考) 生乳の安全・安心の確保のための全国協議会とは

健康な乳牛から衛生的で高品質な生乳を生産するための総合的な生産現場での取り組みを推進することを目的に、平成17年8月に本会にて設置。生産者、乳業者、酪農乳業団体、生乳検査機関、家畜衛生関係、獣医師関係、飼料関係、動物用医薬品関係、農薬関係、洗浄剤・殺菌剤関係、学識経験者等をもって構成。

以上

令和7年度の生乳の安全・安心の確保のための取組方針について

令和7年3月31日
生乳の安全・安心全国協議会

I. 生乳の安全・安心を取り巻く情勢について

- (1) 海外との物流や人の交流がますます活発化するなか、口蹄疫等の海外悪性伝染病はアジア諸国に広く浸潤しており、我が国に侵入するリスクは極めて高い状況にある。また国内ではランピースキン病の発生や、豚熱・鳥インフルエンザの継続もあり、酪農経営体における家畜伝染病の発生リスクが極めて高い状況が続いている。
- (2) 令和3年度に「みどりの食料システム戦略」が策定されて以降、国レベルで持続的社会的の実現に向けた取組が進められている。環境負荷低減の取組については、令和6年度から補助事業の要件化が試行実施されており、令和9年度からは本格実施が予定されている。アニマルウェルフェアについては、農林水産省が策定した飼養管理指針の取組状況に係る本格調査の結果を踏まえ、今後、補助事業の要件化が検討される予定である。
- (3) 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」を踏まえた動物用医薬品等の適正使用の推進や、HACCPに沿った衛生管理の制度化、生乳生産段階における認証制度の拡大などもあり、食品の安全・安心に対する要求はますます高まる傾向にある。
- (4) 生乳の安全・安心確保に取り組むことは、改正畜安法の下で指定団体が受託販売機能を発揮するために不可欠であり、引き続き適切な対応が必要である。
- (5) 令和6年度の生乳の安全・安心確保の取組については、関係者が一体となって取組の補完・強化を行った。結果、一部の酪農家は「良好に改善」までに至らなかった。
- (6) 社会全体におけるデジタル化の進展や人手不足の深刻化等の状況を踏まえ、酪農家の利便性向上と、より効率的な巡回指導・検証に資するため、生乳生産管理チェックシートの電子化に向けた検討を継続する必要がある。
- (7) これらを踏まえ、令和7年度の生乳の安全・安心の確保のための取組については、以下により実施することとする。

Ⅱ. 令和7年度の基本的な考え方

令和7年度の生乳の安全・安心の確保のための取組にあたっては、これまでに整理した課題等を踏まえ、以下の考え方に基づき実施する。

1. 酪農家自らが生乳の生産管理の状況を点検し、生乳への農薬等の残留事故の発生等を未然に防止できるような体制を構築することを目標とし、そのための点検項目については、優先的に取り組むべき事項を「重点指導項目」及び「重点記帳項目」として設定する。
2. 酪農家における農薬等の適正使用と、記帳・記録の保管が確実に行われるよう、酪農家及び農協等指導団体職員に対し、安全安心の取組の必要性及びその意義について引き続き意識強化を図る。巡回時に確認・指導すべき事項や方法等については必要に応じて適宜見直しを行うとともに、改善に向けた指導事例等の共有により、適切かつ効果的な指導・検証を行う。
3. 業界の一体的な取組を実現するため、業界関係者間で情報共有を図るとともに、全国的な統一方針を決定して、地域段階での指導・支援体制を構築する。

Ⅲ. 全国段階での具体的な取組

1. 全国協議会の開催

業界関係者により全国協議会を開催し、課題を踏まえた全国方針を決定するとともに、全国的な取組状況の確認等を行う。

2. 重点指導項目・重点記帳項目の設定

以下のとおり設定する。

(1) 重点指導項目

- ①動物用医薬品の休薬期間の遵守及び確認検査の実施
- ②洗剤及び殺菌・消毒剤の適正使用の遵守

(2) 重点記帳項目

- ①動物用医薬品の投与・出荷再開記録
- ②ミルカー・バルククーラーの洗浄確認記録
- ③農薬使用記録

3. 推進要領の策定

中央酪農会議は、地域段階での計画的な取組を推進するとともに、生産者が必ず取り組まなければならない事項を明確にし、全国で統一感のある取組を推進するため、推進要領を作成する。

4. 地域協議会事務局（指定団体）を参集範囲とした会議の開催

指定団体を参集範囲とした会議を適宜開催し、全体及び各地域の取組状況を確認しながら、課題の抽出や、地域での取組の円滑な推進に資するための協議・検討を行う。

5. 指導者検証用マニュアルの作成

巡回指導が適切かつ効果的に実施できるよう必要な部分は見直しを行い「指導者検証用マニュアル（令和7年度版）」を作成する。

6. 令和8年度生乳生産管理チェックシートの作成及び電子化の検討

生産者や業界関係者の要望や情勢等を踏まえ、令和8年度版の「生乳生産管理チェックシート」を作成する。

また、生乳生産管理チェックシートを電子化する方向で、検討を継続する。

7. 「未記入」・「一部記入」の生産者に対してのヒアリングの集約等

重点記帳項目の各項目の記帳状況が「未記入」・「一部記入」の生産者については、各項目の記入漏れの理由、具体的指導内容、改善状況について指定団体を通じて集約する。

また、地域段階でのヒアリング結果に基づき、必要に応じて巡回指導時の判断基準の再確認・見直し等を行うとともに、記帳・記録の保管の必要性及び重要性の啓発や、改善に

に向けた指導事例等の共有を図る。

8. 業界一体的な取組

食品の安全・安心を巡る環境変化や各種規制等に対応するために、引き続き、Jミルクの安全性確保・品質向上委員会等を活用し、乳業者との連携や、行政、学識経験者（各種専門家）、獣医師業界、製薬業界、飼料製造業界等との意見・情報交換等を通じて、業界一体的な取組を行う。

(1) 定期的検査の実施

ポジティブリスト制度に対応した安全管理システムが機能していることを確認するため、業界一体的な取組として、Jミルク及び近畿生乳販売農業協同組合連合会において、農薬等の使用実態調査（令和6年度実施）の結果等を踏まえて設定した管理対象物質を基に、令和7年度の「ポジティブリスト制度に係る生乳の定期的検査」の検査対象物質を設定し、検査を実施する。

(2) アフラトキシンM1検査について

ポジティブリスト制度と同様に、安全管理システムが機能していることを確認するため、業界一体的な取組として、Jミルク及び近畿生乳販売農業協同組合連合会において、アフラトキシンM1検査を実施する。また、生産現場等での適切な飼養衛生管理についての指導・啓発を引き続き行う。

9. 啓発・普及活動の実施

(1) 安全安心の取組に係る理解啓発

業界一体となった生乳の安全・安心の確保のための取組を推進し、衛生的で安全な生乳を供給するため、全ての酪農家と生産者団体職員に対して、安全安心の取組の必要性及びその意義について理解啓発を図り、酪農家自らによる生乳生産管理マニュアルに基づく適切な生乳生産と、記帳・記録の保管の徹底を図る。

特に、動物用医薬品の残留事故を防止する観点から、以下の内容について盛り込むこととする。

- ①食品基本法における酪農家の「食品関連事業者」としての位置づけと責務
- ②ポジティブリスト制度を踏まえた業界一体的な取り組み内容
- ③動物用医薬品の適正使用、休薬期間、休薬期間後の確認検査の遵守
- ④日々の適切な作業の点検、自己の生産物の安全性の証明、危害発生時の対応等の観点から、生乳生産管理チェックシート等への記帳・記録の保管を必ず行うこと
- ⑤適切な作業や記帳・記録の保管を行わないことに起因するリスク（食品事故により、人の健康被害や金銭的損害の発生、消費者等からの信頼の低下、国産牛乳乳製品の消費減退、国内酪農業の衰退等）

(2) 生乳の安全・安心を巡る情勢等を踏まえた対応

消費者の安全・安心への関心の一層の高まりや業界の取組、みどりの食料システム戦略をはじめとした、畜産分野における持続可能性への対応や家畜の適正な飼養環境の確

保（アニマルウェルフェア）への対応等も踏まえ、関係団体とも連携して知見の収集及び課題の整理を行いつつ、生産現場に対し、必要な啓発活動等を実施する。

さらに、生乳の風味変件事案を踏まえ、関係団体や大学の調査研究とも連携して知見を収集し、生乳の風味の安定に係るバランスの取れた飼料設計や適切な飼養管理の重要性についての啓発・普及を継続する。

10. 関係団体との連携

畜産物の安全を確保し、より良い生産工程管理を実現する「日本版畜産GAP（JGAP家畜・畜産物）」や、農場で危害要因を防止するための管理点を設定し衛生管理を向上させるための「農場HACCP」、(公財)日本乳業技術協会が実施している「官能評価員研修」や「生乳集荷担当者のためのオンライン研修（ドライバー研修）」、「酪農家向け研修会（生乳の異味異臭体験プログラム）」など、生乳生産段階における認証取得の取組の推進等に関する情報収集等に努める。

11. その他

会議や研修会等の開催手法については、対面開催、WEB開催のほか、対面とWEBを組み合わせたハイブリット開催も含めて臨機応変に対応する。

IV. 地域段階での具体的な取組

1. 地域協議会等の開催等

(1) 地域協議会の開催

指定団体は、地域協議会（行政、生産者団体、酪農関係団体、乳業関係団体、獣医師・動物用医薬品・飼料関係者等で構成することとし、生産者団体のみの構成にならないよう注意する）を年1回以上開催する。地域協議会において、安全・安心の確保に向けた取組の円滑な推進を図るための全国方針を踏まえた地域行動計画を作成し、これに基づき、安全・安心の確保に向けた取組の円滑な推進を図る。

(2) 都府県協議会の開催

指定団体は、都府県会員に対して、都府県協議会（行政、生産者団体、酪農関係団体、乳業関係団体、獣医師・動物用医薬品・飼料関係者等で構成することとし、生産者団体のみの構成にならないよう注意する）の開催と、地域行動計画に基づいた巡回指導、その他、生乳の安全・安心のための着実な取組を促す。

(3) 会議等の開催手法

会議や研修会等の開催手法については、対面開催、WEB開催のほか、対面とWEBを組み合わせたハイブリット開催も含めて臨機応変に対応する。

2. 巡回指導・検証の実施

(1) 検証チームによる巡回指導・検証

検証結果の妥当性を確保するため、原則として、農協、行政、乳業者等で構成する検証チーム（可能であれば獣医師にも参加を要請する）により計画的に実施する。

検証にあたり、検証チームの構成員は、生乳の安全・安心の確保のための取組について十分に理解する。また、「指導者検証用マニュアル」を活用し、適切な指導・検証となるよう努める。

特に、重点指導項目についてはチラシ等を活用して説明、指導を行うとともに、動物用医薬品については、記帳が適正に行われているかをチェックシートで確認するだけでなく、薬品箱等にある薬剤とチェックシートにおける記載箇所の照合や、記入漏れや獣医師の指示がない薬品の使用等がないかなど、口頭確認を行う。

また、家畜伝染病予防法等に基づき、車両、靴及び手指等の消毒等の防疫対策について、事前に行政等と相談し、実施する。

なお、記録が不十分な生産者への指導をより強化するため、優良農家（令和6年度のチェックシートの全項目について記帳率が100%、抗菌性物質等の乳質事故がない農家）は、日常での巡回指導時に検証することで、検証チームによる巡回指導は2年に1回とすることができる。

また、記帳項目のうち、集乳伝票等により日々確認され、農協等で酪農家毎の記録状況が把握できる項目については、巡回指導・検証時における確認項目から除外することができる。

(2) 重点指導項目の指導の徹底

巡回指導時には、重点指導項目の各項目について検証し、改善する必要がある場合は適切な生産管理が行われるよう指導する。

(3) 記録の作成・保存への対応が不十分な生産者への対応

巡回指導・検証時に、記録の作成・保存への対応が不十分な生産者がいる場合には、「良好」に改善するよう指導する。特に、重点記帳項目の各項目について「未記入」・「一部記入」の生産者に対しては、個々の実情に応じた指導内容を検討・実行し、改善に努める。

個別指導の状況については、巡回指導担当者が指定団体会員（県段階）へ、指定団体会員が指定団体へ、指定団体が中央酪農会議へ報告する。

(4) 酪農家個別の具体的な特別指導の実施

記帳状況の結果が、全項目（6項目）すべてについて「未記入」の生産者に対して、指定団体は中央酪農会議と連携して、酪農家個別の具体的な特別指導を行う。

(5) 未記入・一部記入の酪農家を対象とした記帳様式の変更

令和8年2月の記帳状況等調査の最終確認結果において、重点記帳項目のうち1項目でも「未記入」または「一部記入」で改善がみられなかった酪農家については、令和8年度より、各指定団体における現行の記帳様式から、『動物用医薬品投与・出荷再開記録』の記載欄も含む出荷伝票」（以下「動薬ありの出荷伝票」という）に変更する等、各指定団体で決定した取組を行う。

(6) 未記入・一部記入の酪農家を対象とした集荷規制の導入

(5)において改善が見られなかった酪農家については、出荷伝票を農協において集約する等により、日々の記帳状況を確認するとともに、毎日記帳がなされるよう徹底した指導を行う。令和8年度の下期においては、集荷規制を導入し、記帳が行われなかった日については、集乳を行わない。

(7) 巡回指導における評価基準の統一

指定団体は、「指導者検証用マニュアル」を活用し、巡回指導時の評価基準が統一されるよう努める。

(8) 巡回指導・検証の実施状況の報告

巡回指導・検証の実施状況は、年2回（11月末、2月末）、巡回指導担当者が指定団体会員（県段階）へ、指定団体会員が指定団体へ、指定団体が中央酪農会議へ報告する。

(9) 関係者による連携した取組

指定団体及び会員等は、行政、家畜保健衛生所、獣医師、乳業者等に対して酪農家への指導依頼を行い、関係者による一体的な取組を行う。

3. 啓発・普及活動を通じた意識強化

(1) 酪農家の意識強化

指定団体及び会員団体等は、啓発資料の作成・配布、受託契約時及び巡回指導時の説明、機関誌への記事掲載、研修会の開催等を通じて、関連法令や生乳受託販売契約を踏まえて遵守すべき内容、理由、遵守しなかったことに起因するリスク等について、酪農家の理解がより一層得られるよう取り組む。

(2) 農協等指導団体の意識強化

指定団体は、会員団体や農協等が酪農家に対して適切な指導を実施できるよう、農協職員等を対象とした研修会の開催や、巡回指導前の目合わせを実施する。

4. 情報提供等

指定団体は、酪農家の記帳・記録の保管への対応の実態を把握し、全国協議会及び地域協議会において情報提供を行うこと等によって現状認識の共有化を図る。また、指定団体、会員団体、農協は、担当者・責任者を明確化し、地域協議会の構成団体等へ連絡する。

5. 残留確認検査における休薬期間確認の取り組み

搾乳牛（初妊牛を含む）に休薬期間が設定されている動物用医薬品を使用した場合は、休薬期間の経過後、残留確認検査を必ず受けるよう、改めて徹底するとともに、確認検査を行う側で「休薬期間を守っていること」を確認する取り組みを行う。

(1) 確認検査依頼書への記載の徹底

酪農家は、確認検査依頼書に「薬剤名」「最終投薬日時」「休薬期間」「休薬期間を遵守していること」を記載するよう徹底する。

(2) 休薬期間の確認

確認検査を行う側（CS、検査所、農協等）の職員は、確認検査依頼書に記載されている「薬剤名」と「最終投薬日時」を見て、「休薬期間が守られていること」を確認する。なお、乳業で確認検査を行っている場合は、確認検査依頼書等をもって休薬期間が守られていると確認できなければ、検査を受け付けないよう、当該乳業に対して依頼を行う。

(3) 通常の検査で検出しづらい物質

通常の検査（PD法、迅速検査法）で検出しづらい物質を含む薬剤についても、検査を受ける側が、確認検査依頼書をもって休薬期間が守られていると確認することを基本とする。加えて、各指定団体で独自の取り組みがあれば実施する。

以上